

学校いじめ防止基本方針

遠賀町立浅木小学校

1 「学校のいじめ防止基本方針」の目的

学校におけるいじめの防止等（未然防止・早期発見・早期対応）の取組が、組織的かつ計画的に実施されるようにすること

2 「学校のいじめ防止基本方針」の内容

(1) 本校のいじめの問題に対する考え方

□ 「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為」「いじめはどの子供にも、どの学校でも起こりうる」という意識

□ いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」第2条 より）

参考資料

- ・「いじめ防止対策推進法」第3条
- ・「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日文科科学大臣決定 P1～2、P21～22）
- ・いじめのない学校づくり「学校いじめ防止基本方針」策定Q&A（Part5）（平成25年国立教育政策研究所）

(2) 組織（校内いじめ問題対策委員会等）の設置

ア 構成員

組織の名称		生徒指導・いじめ対策委員会	
組織の構成員	教職員	職名等	校内での役職名
		校長	-
		教頭	-
		主幹教諭	教務主任
		教諭	生徒指導担当
		養護教諭	保健安全担当
		教諭	生徒指導推進委員
		教諭	生徒指導推進委員
		-	-
	-	-	
外部専門家等	SC	スクール カウンセラー	

イ 役割

役割（年間計画の作成、相談・通報の窓口、情報の収集・記録、いじめの判断、対応方針の決定、PDCAサイクルの検証等）

定期的な開催（月1回以上）

参考資料

- ・「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日文科科学大臣決定 P22～32）
- ・いじめのない学校づくり「学校いじめ防止基本方針」策定Q&A（Part5）（平成25年国立教育政策研究所）

（3）関係機関との連携

警察への相談・通報

遠賀町教育委員会学校教育課

児童相談所

遠賀町保護司会

遠賀町人権推進協議会

（4）報告体制

いじめの報告体制

「いじめの問題」の発見

本人の訴え、他の児童生徒からの報告、保護者からの報告、「サイン」の発見 等



第一次対応（早期対応）

- ① いじめられた児童生徒 ⇒ 事実関係の把握、心のケア（安全の確保、全面的な支援）
- ② いじめた児童生徒 ⇒ 事実関係の把握
- ③ 周囲の児童生徒 ⇒ 事実関係の報告
- ④ 保護者との連携 ⇒ 事実関係の報告、信頼関係の構築



教育委員会への報告

生徒指導・いじめ対策委員会

関係機関との連携

- 協働体制の確立
- 指導方針の共通理解

参考資料

福岡県いじめ問題総合対策（平成19年2月福岡県教育委員会 P11）

(5) 教員研修

- 学校基本方針の共通理解を図る研修会
- 「いじめの早期発見・早期対応の手引き」を活用した研修会の実施（年度当初）

(6) いじめの防止、いじめの早期発見・いじめへの対処への取組【取組の実施組織・年間計画】

ア いじめの防止の取組

- 生徒指導の視点に立つ授業づくり
- 社会性の育成に向けた取組（SEL-8S、ピア・サポート等）
- 児童会・生徒会活動、体験活動、学級活動、校長による講話
- 道徳、特活を通じた指導

参考資料

- ・「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成 25 年 10 月 11 日 文部科学大臣決定 P24）
- ・いじめのない学校づくり「学校いじめ防止基本方針」策定 Q & A（Part2）（平成 25 年 国立教育施策研究所）
- ・「生徒指導リーフ 4.8.9」（平成 24 年 6 月、9 月 文部科学省・国立教育施策研究所）

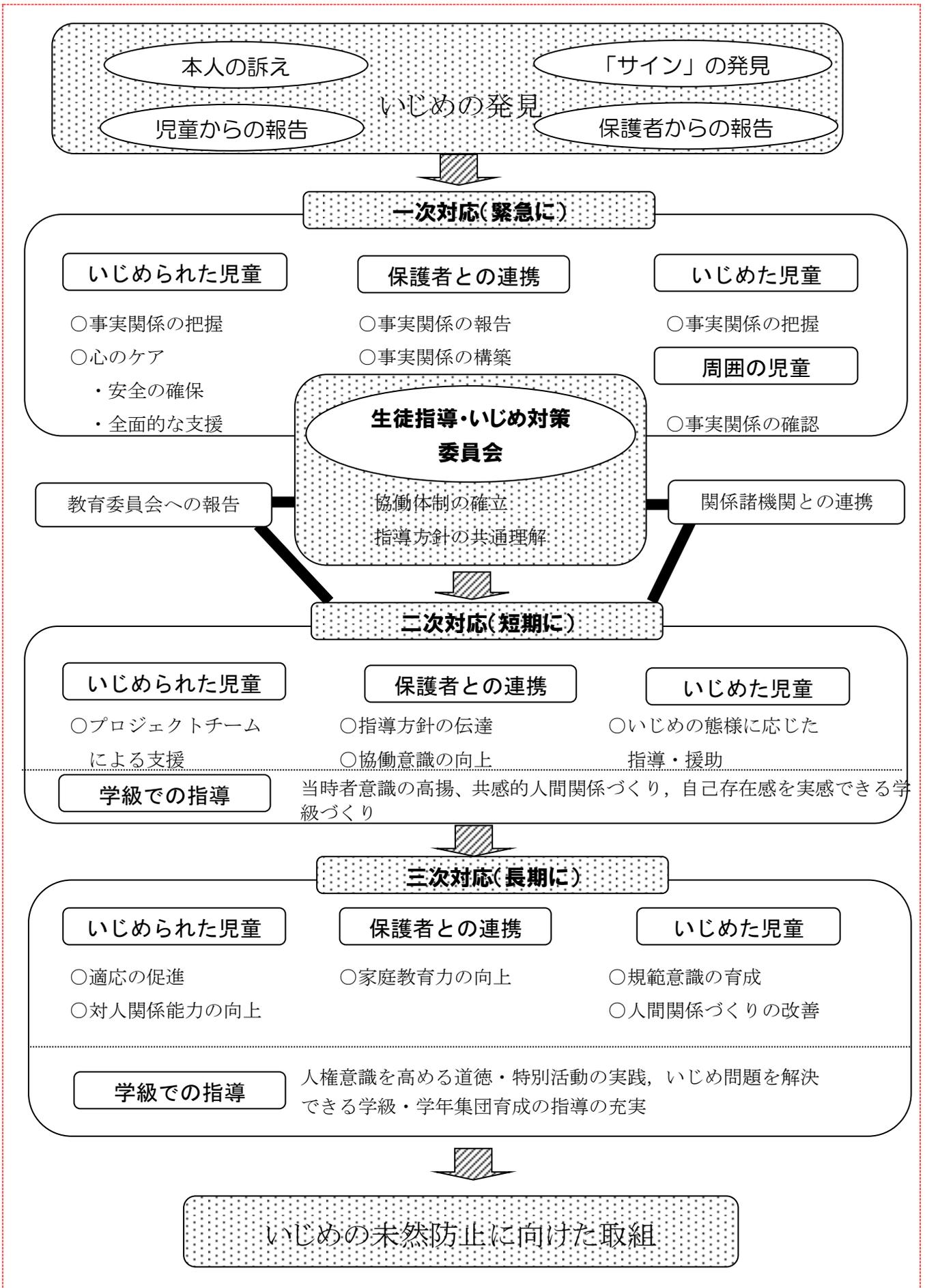
イ いじめの早期発見の取組

- 「いじめ・人間関係トラブルの早期発見チェックポイント」や「ダイジェスト版」等を活用した早期発見の取組の実施
- 「学校生活アンケート」の月 1 回の実施
- 「いじめに特化した無記名アンケート」の月 1 回程度の実施
- 教育相談習慣の設定（学校生活アンケートに基づく全児童生徒対象の個人面談：学期 1 回程度）
- 相談ポストの設置及び活用
- 「家庭用チェックリスト」や「家庭向けリーフレット」等を活用し家庭と連携した早期発見の取組の実施
- 年間計画の作成

参考資料

- ・いじめ問題に係る取組の実施状況調査について（文書番号 25 教義 1105 号 平成 25 年 5 月 30 日付）
いじめ問題に係る取組の実施状況調査（学校配付用）項目
- ・「いじめの早期発見・早期対応の手引」（平成 19 年 3 月 福岡県教育委員会）
- ・「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成 25 年 10 月 11 日 文部科学大臣決定 P7、P25）
- ・いじめのない学校づくり「学校いじめ防止基本方針」策定 Q & A（Part3）（平成 25 年 国立教育施策研究所）
- ・「生徒指導リーフ 4」（平成 24 年 6 月 文部科学省、国立教育施策研究所）

ウ いじめの対処への取組



参考資料

- ・「いじめの早期発見・早期対応の手引き」—小中学校編—（平成19年3月福岡県教育委員会 p.4）
- ・「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日文科科学大臣決定 P7、P25）
- ・いじめのない学校づくり「学校いじめ防止基本方針」策定Q&A（Part4）（平成25年国立教育政策研究所）

（7） ネット上のいじめの対応

- 情報モラル教育の実施（5・6年生）
- 保護者と学ぶ規範意識育成事業の実施
- P T A総会や学級懇談会などでの啓発

（8） 教育相談体制

- スクールカウンセラー等の配置
- 子どもホットライン24などの相談窓口の周知
- 校内教育相談体制の整備

（9） 保護者・地域等への働きかけ

- P T A行事成人講座や学年懇談会等におけるいじめの問題に関する研修会等の実施
- いじめに特化した家庭用リーフレットやチェックリストの活用

（10） 取組状況の評価

- 各学期の取組を評価・分析

（11） 学校評価・教員評価

- アンケート等による学校評価

・ 年間計画

月	早期発見・早期対応の取組 (◇月1回)(◆学期1回程度)(●常設)	学校の組織的指導体制の整備 (*月1回以上)	いじめに対応する教育活動 の推進 (●年間)	評価・分析の 取組
4月	・「いじめの定義」と「報告の在り方」の 児童生徒への周知 ◇「学校生活アンケート」等 児童生徒理解のための調査 ●相談ポスト	*校内いじめ問題対策委員会 ・「いじめの定義」と「報告の在り 方」の職員研修	●いじめを生まない教育活 動の推進	
5月	◇「いじめに特化した無記名アンケート 調査」「学校生活アンケート」等 児童生徒理解のための調査 ・アンケートをもとにした個人面談	*校内いじめ問題対策委員会 ・児童生徒理解のための職員会議		
6月	◇いじめに特化した無記名アンケート調 査」「学校生活アンケート」等 ◆児童生徒の悩みや不安の解消に向けた 「教育相談週間(月間)」	*校内いじめ問題対策委員会	・家庭・学校において、いじ め撲滅への啓発・早期発見の ため「保護者用いじめチェッ クリスト」の配付	
7月	◇「いじめに特化した無記名アンケート 調査」「学校生活アンケート」等 児童生徒理解のための調査	*校内いじめ問題対策委員会		
8月		・生徒指導の視点にたつ研修会 ・特別支援教育の視点にたつ研修会		・1学期の取 組を評価・分 析
9月	◇「いじめに特化した無記名アンケート 調査」「学校生活アンケート」等 児童生徒理解のための調査 ・アンケートをもとにした個人面談	*校内いじめ問題対策委員会		
10月	◇「いじめに特化した無記名アンケート 調査」「学校生活アンケート」等 児童生徒理解のための調査	*校内いじめ問題対策委員会	・いじめ撲滅への啓発・早期 発見のため「保護者用いじめ チェックリスト」の配付	
11月	◇「いじめに特化した無記名アンケート 調査」「学校生活アンケート」 ◆児童生徒の悩みや不安の解消に向けた 「教育相談週間(月間)」	*校内いじめ問題対策委員会		
12月	◇「いじめに特化した無記名アンケート 調査」「学校生活アンケート」等 児童生徒理解のための調査	*校内いじめ問題対策委員会	「いじめ早期発見・早期対応 リーフレット(家庭向け)」 の配付	・2学期の取 組を評価・分 析
1月	◇「いじめに特化した無記名アンケート 調査」「学校生活アンケート」等 児童生徒理解のための調査	*校内いじめ問題対策委員会	・いじめ問題への保護者等向 け研修会等の開催	
2月	◇「いじめに特化した無記名アンケート 調査」「学校生活アンケート」 ◆児童生徒の悩みや不安の解消に向けた 「教育相談週間(月間)」	*校内いじめ問題対策委員会		・年間の取組 を評価・分析
3月	◇「いじめに特化した無記名アンケート 調査」「学校生活アンケート」等 児童生徒理解のための調査	*校内いじめ問題対策委員会		

事件事故発生

* 学校長が不在の場合の対応の判断, 指示
教頭→主幹 (教務主任)

通報・発見

負傷児童への措置

- ・ 応急手当
- ・ 救急車の手配
- ・ 事情聴取 (可能な限り)
- ・ 救急車への同乗 (事情説明)

周囲の児童への措置

- ・ 動揺を鎮静
- ・ 場所の移動
- ・ 事実確認 (5 W 1 H, 複数で確認)

現場の保存

- ・ 施錠等による立入禁止措置

加害児童への対応

- ・ 行為の制止
- ・ 負傷の有無を確認
- ・ 場所を移動
- ・ 事情聴取

情報の集約 緊急対応の周知

緊急連絡

負傷児童の保護者

- ・ 事実の連絡
- ・ 搬送先の病院名

教育委員会

- ・ 事実の連絡
- ・ 支援要請

消防

- ・ 救急車の要請 (確認)

警察

- ・ 事実の連絡 (被害者の負傷の程度、暴力行為が収まらない、事件性等により判断)

加害児童の保護者

- ・ 事実の連絡
- ・ 来校の依頼
- ・ 家庭訪問の実施

対策本部の設置

- ・ 事実の整理
- ・ 今後の対応方針の決定
- ・ 役割分担の決定
- ・ 記録

緊急職員会議

- ・ 情報の共有化
- ・ 役割分担
- ・ 留意事項の確認

教育委員会との連携

関係機関との連携

PTA, 地域との連携

組織的な対応

- 負傷児童
- 負傷児童の保護者
- 加害児童
- 加害児童の保護者
- 他の児童
- 他の児童の保護者
- 報道機関

「報告・連絡・相談」の徹底

- ・ 継続した心のケア
- ・ 誠意ある態度での対応を
- ・ 暴力行為には毅然とした対応を
- ・ 背後にある不満等には共感的な聞き取りを
- ・ 今後の対応については、保護者の立場に立って
- ・ 関係児童の人権やプライバシーに配慮を
- ・ 教職員間で説明内容の共通理解を
- ・ 関係児童の人権やプライバシーに配慮を
- ・ 窓口の一本化と誠意ある対応を

問題の背景分析

教育委員会に報告書の提出

再発防止の取組

関係機関との継続的な連携